

松戸市監査委員告示第1号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、令和4年12月6日付けをもって提出された「松戸市職員措置請求書（損害賠償金等に係る措置請求）」について、同条第5項の規定により監査を実施したので、その結果を公表します。

令和5年2月1日

松戸市監査委員	高	橋	正	剛
同	三	好		徹
同	箕	輪	信	矢
同	岩	瀬	麻	理

## 第1 請求人

氏 名 省 略

## 第2 請求の受理

令和4年12月6日に松戸市職員措置請求書が提出され、所定の法定要件を具備しているものと認められることから、同年12月19日に受理の決定を行った。

## 第3 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

令和5年1月4日に新たな証拠の提出があった。

請求人に対して、地方自治法（以下「法」という。）第242条第7項の規定に基づき、令和5年1月19日、陳述の機会を与え、これを行った。同日、請求人より陳述書の提出があった。

### 2 請求の要旨

松戸市職員措置請求書及び請求人の陳述等の内容から、請求の要旨を次のように解した。

(1) 平成29年1月に松戸市立中学校1年生の女子生徒（以下、本件生徒という。）の死亡事故（以下、本件事件という。）が発生し、本件事件が自殺であり、いじめが原因である可能性がある旨を報道機関が発表した。その報道内容が関係者間で周知となっているとの認識のもと、請求人が、松戸市教育委員会（以下、教育委員会という）に本件事件に関する公文書開示請求を行ったところ、教育委員会は、本件事件に関する文書を所持していたにもかかわらず、「自殺」や「いじめ」の文言を形式的、表面的に捉え、事件の存否の問題と文書の特定の問題をあえて同列に扱い、「このような事実はなく、公文書を保有していない」として、文書の不存在を理由に非開示決定をした。

(2) 請求人は、教育委員会が、公文書の不存在を理由として非開示決定をしたことの違法を主張して、松戸市に対し、国家賠償法

1条1項に基づき損害賠償を求めたところ、千葉地方裁判所松戸支部は令和2年12月4日、松戸市に対する請求につき、4万円及びうち2万円に対する平成29年2月28日から、うち2万円に対する平成29年3月15日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める限度で認容し、その余の請求を棄却する判決をした。令和3年7月7日の控訴審判決においてもその判断は維持され、令和4年1月28日の最高裁決定により確定した。松戸市は、令和4年2月28日に、損害賠償金及び遅延損害金として49,960円支払った。

(3) 訴訟の判決等から客観的に見て、教育長及び指導課長には故意又は重過失があり、松戸市長は、教育長及び指導課長に対して、求償権を行使すべきであり、同行使をしないことにより、松戸市の財産の管理を違法に怠っていると言うべきである。

(4) 松戸市監査委員は、松戸市長に対して、本件怠る事実の相手方である教育長及び指導課長に対する求償権を行使し、49,960円及び支出日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金もしくは利息並びに第2段階目の住民訴訟で松戸市の負担することになる弁護士費用を請求する措置を講じるよう勧告することを求める。

### 3 監査の対象事項

松戸市職員措置請求書及び請求人の陳述等の内容から判断して、次の事項を監査の対象とした。

(1) 市長が教育長及び指導課長に対し求償権を有するか否か。

ア 教育長及び指導課長の故意または重過失の有無

### 4 監査の方法

松戸市教育長から関係書類の提出を求めるとともに、令和5年1月19日に関係課から事情聴取を行い、監査を実施した。

## 第4 監査の結果



請求人は、訴訟の判決等から客観的に見て、第1処分及び第2処分につき、教育長及び指導課長には故意又は重過失があり、松戸市長は、教育長及び指導課長に対して、求償権を行使するよう主張していることから、教育長及び指導課長の故意又は重過失の有無について検証し、求償権の有無について判断する。

国家賠償法1条2項には、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有すると規定されている。

故意については、違法有害な結果を認識していたのにあえてその行為をすることと解される。また、重大な過失について、判例では「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然とこれを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態」（最高裁判所昭和32年7月9日判決）としている。

請求人が故意又は重過失の根拠としているのは第1審の判決文及び控訴審判決により補正された判決文であるので、以下に關係箇所を引用する。

#### 引用1

(○○○○○○○○○○○○○○○○○○年○○○○○号、14ページ12行目から16ページ13行目、及び○○○○○○○○○○○○年○○○○○○○○号、5ページ20行目から24行目による補正部分)

『イ 上記の事実によれば、原告は、本件生徒の死亡事故（本件事件）が発生し、本件事件が自殺であり、いじめが原因である可能性がある旨を報道機関が発表し、その報道内容が原告や松戸市教育委員会を含む関係者間で周知となっているとの認識の下、「いじめにより自殺したという件に関する文書」、「自殺したという件に関する文書」と記載したもので、松戸市教育委員会においても、

原告が上記の報道に依拠して開示請求を行っており、第1請求及び第2請求の対象文書は、客観的に本件生徒の本件事件に関する文書を指していることを理解していたものと認められる。このことは、本件事件が地域の耳目を集める事件であり、原告の開示請求からわずか1, 2か月前に発生し報道されていたこと、関係者の心情に配慮すべき微妙な事案で、一般人にとって公式な情報源は多くなかったと解されること、原告の開示請求には、他者の表現を援用している旨の「という件」との文言が用いられていたこと、当時の松戸市内で他に同種事例が発生していた証拠はなく、他事件との混同を避ける必要性は低かったことから認められる。このような当時の状況に照らすと、原告が「いじめにより自殺したという件」、「自殺したという件」との表現をしても、それが自殺やいじめの存在自体を前提とする趣旨ではなく、既に関係者間で周知となっている報道内容を踏まえて、平成29年1月の本件事件に関する文書の開示請求をする趣旨であったことは、松戸市教育委員会において当然に理解していたものである。ところが、松戸市教育委員会は、本件事件に関する文書を所持していたにもかかわらず、原告が記載した「自殺」や「いじめ」の文言を形式的、表面的に捉え、事件の存否の問題と文書の特定の問題をあえて同列に扱い、「このような事実はなく、公文書を保有していない」として、文書の不存在を理由に非開示決定をしたものであって、上記の判断は職務上の注意義務に反するものと認められる。』

『ウ 被告は、松戸市教育委員会が本件事件について学校から報告を受けており、その認識は、終始「自殺であるとの確認はできない」、「いじめの情報はない」というものであったから、報道内容は松戸市教育委員会の認識と異なっていた旨を主張する。もとより教育委員会にとって、生徒の自殺やいじめに関する問題は、その所管に係る極めて重要な課題であり、報道機関に対していじめに否定的なコメントをしていたから、担当者が本件事件の存否

や内容、報道内容の存否に強い関心を持っていたことは想像に難くない。

しかし、本件で問題とされているのは、原告が開示請求書に記載した文言等によって、対象文書が客観的にどのように特定されていたかという問題である。そして、開示請求書に記載された文言をみれば、関係者間で周知の報道内容を踏まえて、平成29年1月に起きた本件事件に関する文書の開示請求であると解すべきことは前記のとおりであり、情報公開を担当する行政機関としては、記載された意味内容に従って文書の存在、非開示事由の有無等を判断する必要があるものであって、被告の上記主張は採用できない。』

『エ 被告は、原告が「自殺」と一義的に明確に特定したのであるから、これを広げて「死亡事故」と解釈することはできず、特に本件のように、いじめ、自殺などのセンシティブな面がある場合には、関連情報の取扱いに慎重を要し、原告の記載を文言どおり素直に理解した松戸市教育委員会の解釈に問題はなかった旨を主張する。

しかし、自殺が死亡事故の類型の一部であり、両者が包含関係にあるとしても、本件の第1請求及び第2請求で対象文書を特定するために記載された内容が、当時の経緯や事情（前期イ）に照らせば、客観的に本件事件を指していることは社会通念上明らかである。後記のとおり、原告が開示請求をした対象文書の大部分は、死亡した女子中学生、その家族、友人、学校関係者等のプライバシーを含む個人情報に関わるものであり、担当者において慎重な取扱いが必要であることは被告の主張するとおりであるが、そのような場合には、存否応答拒否を含む非開示事由を理由として非開示処分を行うべきであって、開示請求書に記載された文言をことさら形式的、表面的に狭く解釈し、文書が不存在であるとの結論を導くことは、本件条例の立場とは相いれず、許されるものではない。よって、被告の上記の主張は採用できない。』

引用1のイ、ウ、エについて考察した結果、判決文は、教育委員会が行った2つの非開示処分は、対象文書が客観的に特定し得たにも関わらず、センシティブな内容を含むものであることを理由に、「自殺であるとの確認はできない」、「いじめの情報はない」として、文書開示請求書の文言を形式的、表面的にとらえ、文書不存在という非開示事由により行われており違法である、としている。一方で、プライバシーを含む個人情報に関わるもので、慎重な取扱いが必要であるものについて、存否応答拒否を含む非開示事由により非開示処分を行うべきだとしている。上記引用部分については、教育委員会の判断が結果として誤りであったことを示しているものであって、違法有害な結果の認識又は、著しい注意欠如の状態にあったことがわかるような言及や、それらを想起させるような文言までは確認することができない。

#### 引用2

(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇年〇〇〇〇〇〇号、17ページ8行目から10行目)

『したがって、第1処分及び第2処分は、対象文書が存在していたにもかかわらず、これを保有していないと判断して非開示決定をしたものであるから、国家賠償法1条1項の違法が認められる。』

#### 引用3

(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇年〇〇〇〇〇〇号、21ページ13行目から20行目及び〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇年〇〇〇〇〇〇〇〇号、8ページ25行目から9ページ5行目による補正部分)

『前記の認定によれば、原告は、第1処分及び第2処分において、真実は存在する文書をあえて存在しないものとして非開示決定が



されたという違法行為により、これに対して審査請求を申し立てるとともに、対象文書の特定方法を一部変えて第3請求、第4請求を行うこととなり、このような手続の反復と遅延により損害を受けたことが認められるが、(なお、第1処分及び第2処分については、上記の判断誤りに伴って、それらに係る各通知書に記載された理由にも結果的には誤りがあったが、(前記1(3))、当該理由の各記載の内容(前提となる事実(5)ア及びイ)に照らし、その時点での松戸市教育委員会の判断の内容を示したものとして、これらの誤りは一体のものと認めるのが相当であり、一件記録を参照しても、後者の誤りがあることによって前者の誤りとは別に損害が拡大するなどしたものとは認め難い。)他方で、第1処分及び第2処分が適切に処理されていれば、第3処分及び第4処分と同様に存否応答拒否により非開示となった可能性もあり、その他本件の諸般の事情を総合すると、原告の損害額は第1処分第2処分のそれぞれにつき2万円と認めるのが相当である。』

引用2は、第1処分及び第2処分に関する小括であり、判決文は、引用1と同様に教育委員会の違法性を指摘している。引用3は、本件に関する請求人の損害について、記載されている。判決文は、違法行為により審査請求を申し立てるとともに、対象文書の特定方法を一部変えて第3請求と第4請求を行うこととなり、手続の反復と遅延により請求者が損害を受けたことを認めている。また、教育委員会の判断について、誤りであることが記載されている。引用2及び3について、引用1と同様に教育委員会の判断が結果として誤りであったことは示しているが、いずれも違法有害な結果の認識又は、著しい注意欠如の状態にあったことがわかるような言及や、それらを想起させるような文言まではいずれも確認することはできない。

以上から明らかなおり、請求人が請求の根拠とする判決文の判示内容は、いずれも教育長及び指導課長に故意または重過失があった事実を明確に摘示しているものではない。

一方、教育委員会は、開示請求文書を特定するにあたっては、請求内容に対して法律や条例に従い、事実確認や職務上当然に行うべき手続を経て最大限の注意を払って職務を実施する職務上の注意義務を負っているとの基本的な認識のもとに、確たる裏付けが取れていない段階における関連情報の取り扱いには、慎重のうえにも慎重を期して最大限の配慮をして職務行為を遂行したものであり、これを否定する証拠は見当たらない。

以上述べたところから総合的に判断すれば、仮に裁判所が判示するように第1処分及び第2処分に関する教育委員会の判断が結果的に誤りだったとしても、教育長及び指導課長に故意又は重過失があったとは認定できない。従って、市長は、教育長及び指導課長に対し求償権を有しない。また、弁護士費用については、求償権を行使する場合に発生するものであるから、求償権を有しないので弁護士費用は生じない。以上のことから、請求人の主張には理由がない。